



島根県報

平成23年2月8日（火）

第2,263号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県立自然公園の公園事業の一部変更	（自然環境課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地域福祉課）	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	4
換地処分	（農村整備課）	4
保安林予定森林	（森林整備課）	4

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る 一般競争入札の実施	（病 院 局）	5
---	---------	---

告 示

島根県告示第77号

島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）第6条第3項において準用する同条第1項の規定により、鬼の舌震県立自然公園の公園事業の一部を変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

事業の変更の位置を表示した図面は、掲載を省略し、島根県庁及び奥出雲町役場に備えて縦覧に供する。

平成23年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業の名称	位 置
鬼の舌震探勝線道路（歩道）	起点 仁多郡奥出雲町（三成・歩道起点）
	終点 仁多郡奥出雲町（三成・高尾ダム）
	終点 仁多郡奥出雲町（高尾・下高尾）

島根県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
高梨眼科医院	松江市春日町586-2	平成23年1月1日
大国内科クリニック	松江市乃木福富町413-2	平成23年2月1日
オール薬局 乃木店	松江市乃木福富町413-2	平成23年2月1日

島根県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
山本 善朗	桃の木鍼灸整骨院	柔道整備	松江市黒田町安台原31-2	平成22年12月8日

島根県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
---------	-------	-------

板倉医院	出雲市今市町825	平成22年11月28日
青木整形外科医院	出雲市大社町北荒木1092-4	平成22年12月31日
天津歯科	大田市大田町大田イ283-6	平成22年12月31日

島根県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
天津 義久	大田市大田町大田イ283-6	居宅療養管理指導	天津歯科	大田市大田町大田イ283-6	平成22年12月31日
天津 義久	大田市大田町大田イ283-6	介護予防居宅療養管理指導	天津歯科	大田市大田町大田イ283-6	平成22年12月31日

島根県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地	
			変更前	変更後		
社会福祉法人 島根ライト ハウス	松江市宍道町西来待2074-1	訪問介護 介護予防訪問介護	なのはな園ホームヘルプステーション	かんなび園訪問介護事業所	簸川郡斐川町大字上直江1829番地1	平成21年4月1日

島根県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
株式会社 ウィードメディカル	鳥取県鳥取市商栄町115-1	福祉用具貸与	株式会社 ウィードメディカル	松江市東津田町1731-10	松江市嫁島町10番地7	平成23年1月1日

		介護予防福祉用具貸与	松江営業所			
		特定福祉用具販売				
		特定介護予防福祉用具販売				

島根県告示第84号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成23年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
杉原 勉	外科	安来第一病院	安来市安来町899-1	平成23年1月26日
山田 健作	循環器科	安来第一病院	安来市安来町899-1	平成23年1月26日

島根県告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成23年1月24日付けで県営土地改良事業に係る美郷地区上川戸工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成23年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第86号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年2月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市大社町菱根字山路1053-4、1340-1、1340-2、1346-1、1355-4、1358-1、1360、1361-1、1361-2、1362、字メヲトガ鼻1374-1から1374-3まで、字女ケ平要メ1375-1から1375-4まで、1375-7、1375-8、1375-11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成23年2月8日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 平成23年度における灯油の購入

規格 灯油 J I S 1 号

予定数量 808キロリットル

内訳 島根県立中央病院 448キロリットル

島根県立こころの医療センター 360キロリットル

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院

島根県出雲市下古志町1574番地4 島根県立こころの医療センター

(5) 入札方法

ア 入札者は、入札書に灯油1キロリットル当たりの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「8 燃料・油脂類」、中分類「(1) 石油」に登録された者であること。

(4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 本公告に示した物品を納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務グループ

電話0853-30-6430

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成23年2月8日から3月22日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜及び日曜を除く午前9時から午後5時までとする。）。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

平成23年3月28日 午前9時30分

郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。入札書を持参する場合も(1)の提出場所に受領期限までに届けること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年3月28日 午前10時

イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased :

808,000 liters of kerosene (JIS No.1) , to be used as fuel for the hospital during the 2011 Fiscal

Year.

(2) Tender Submission Deadline : 28 March 2011, 9 : 30AM

(3) Information regarding tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi,
Shimane-ken 693-8555, JAPAN. Tel 0853-30-6430